

2017年度

定時総会議案書

と き 2017年6月10日(土)

ところ 三翠園

公益社団法人 高知県自治研究センター

## 2017年度定時総会次第

1. 開 会
2. 定足数報告
3. 理事長あいさつ
4. 総会議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 議 事
  - (1) 報告事項  
2017年度事業計画および2017年度収支予算について
  - (2) 議決事項
    - ① 第1号議案 2016年度事業報告の承認について
    - ② 第2号議案 2016年度収支報告の承認および監査報告について
    - ③ その他
7. 議長退任
8. 閉 会

# 2017 年度事業計画

## 1. はじめに

### (1) 地域の暮らしや地方自治をめぐる特徴的な情勢

- ① 2014 年 5 月に、『日本創生会議』の報告（通称・増田レポート）において、「全国の市町村の半数が消滅する可能性がある」という内容が発表され、地方自治関係者に大きな衝撃を与えました。しかし、レポート議論の入り口である、「人口減少から目をそらすな、東京一極集中を阻止せよ」と、出口である、「20 万人以下都市への対策をやめ、地方中核都市に一極集中させよ」が、矛盾した内容であり、「市町村消滅」と言うショッキングな見出しに惑わされない冷静な議論こそが求められます。
- ② 政府は、この報告を受け、同年秋に、「まち・ひと・しごと創生本部」を創設しました。当時の担当大臣（石破氏）は、「競争しろ。それによる格差は当たり前。」との内容の発言をしていますが、都道府県、市町村間の競争を煽り、消滅していく市町村から撤退して、地方中核拠点都市への財政投資や人口集中することが、真の「地方創生」とは到底思えません。「消滅する」と名指しされた市町村の行政、住民らの諦念を増幅させることは、「ショックドクトリン」的作用を及ぼしかねない危険性も指摘されています。人口減少にともなう地方の衰退のみにスポットを当てるのではなく、「東京一極集中」の是正にも同様の比重を置いた対応を行うべきです。
- ③ 2016 年度は、「まち・ひと・しごと創生事業費」として、約 1 兆円の地方自治体予算が確保され、2017 年度予算においても同額の予算措置が行われる予定であり、規模は維持することが必要とされたものの、算定については、「取組の必要度」に応じた算定から、「取組の成果」に応じた算定へシフトするとしており、このことによりさらなる自治体間の競争をあおることになりかねません。また、多くの自治体において、さまざまな新規事業への対応が求められる中、依然として慢性的な人員不足に陥っている状況において、総合戦略の策定を民間のコンサルに委託しているということも言われているなど、本来の目的や方向性とは違う本末転倒的な状況も発生しており、上からの性急かつ強引な「地方創生」への誘導を行うことの矛盾が現出しています。
- ④ 平成の大合併から 10 年が経過しましたが、この市町村合併により、中山間地域の衰退が加速し、都市部と地方の格差を拡大したことが、今日の地域、集落の疲弊につながったと言えます。また、貧富・企業間・都市部と地方など、拡大しつつあるさまざまな格差を解消するためには、現在の「競争・自己責任」の社会から、「連帯・共生」の社会への転換が求められ、そのことこそが真の「地方創生」への道であると言

えます。人口減少、高齢化社会に突入している現実を見つめ、「経済成長・規模拡大」の方向を変革し、地域で暮らすことによる豊かさと、そのことによる幸福の追求こそが目標とされるべきです。

- ⑤ 「3.11 東日本大震災」から6年が経過しました。まだまだ復旧・復興は道半ばであり、減少はしてきているものの、いまだに約12万人の住民が避難生活を余儀なくされています。復興事業は、政府主導で実施することは当然としても、被災住民の意向や主体性を無視した復興も見受けられ、住民にとっては望まないような復興の在り方が問題にもなりつつあります。また、一言に復興と言っても、「都市復興」や「生活復興」など切り口はさまざまであり、トータルな視点での「事前復興」の観点から、住民が主体となった議論を行いながら必要な時に情報発信ができるようなとりくみが求められます。
- ⑥ 福島第1原発事故により、原発の安全神話は崩れ去り、原子力エネルギーからの脱却が求められているにも関わらず、伊方原発などで再稼働が行われています。ひとたび事故があれば重大かつ深刻な被害となる危険なエネルギー政策から、再生可能エネルギーへの転換が重要であり、再生可能エネルギーへシフトすることにより、これまで外部に頼ってきたエネルギー調達を、地域で行うことが可能となります。「地方創生」が言われる中、地域のお金を地域の中で循環させるシステムづくりは、地域の再生の重要な部分であり、とりわけ外部に頼るエネルギー調達を地域で行うことは、その中心的なものともなりえることだと言えます。

## (2) 高知県における特徴的な情勢

- ① 30年以上昔に、当時の高知県知事が「山の皺を伸ばす」として中山間地域の振興を県政の重点課題に掲げて以降、さまざまなくみ官民通じて行われてきていますが、人口流出と高齢化の進展による地域の衰退には歯止めがかかりません。「限界集落」という言葉は、高知県の中山間地域から発生したのですが、年々増加し、これまでなんとか踏ん張って存続してきた多くの「限界集落」が、昭和一桁世代の退場にとともに存亡の危機を迎えつつあります。政府が「地方創生」を推進する中で、上からの押し付けではなく、高知県の地域性を生かした「高知の創生」が図られるべきです。
- ② 高知県は県民所得をはじめとする経済指標については、全国平均で見れば下位に位置する項目が多いのが実態です。しかし、一方で自然環境や食材の豊かさなど高知ならではの強みもあり、地域の持つ潜在能力は高いものと思われます。GDP（国内総生産）の数字に捕らわれ発展と拡大のみを是とするのであれば、人間同士の「人と人とのつながり」や自然環境を犠牲にせざるを得ず、持続的な社会の安定は困難です。むしろ、後進性や地域性を逆手に取って、高知県で生活することを肯定的に捉え、物質的、精神的なより良いバランスを意図的に追求するGNH（国民総幸福量）の向上

を目指すなどという方向に、発想を転換させる必要があるのではないかと思います。

## 2. 2016年度の事業経過について

- (1) 2014年5月に「日本創生会議」が発表した報告「増田レポート」を受けて、高知における少子化の流れへの対応策を探ろうと企画した連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」について、第5回～第7回を開催し、シンポジウムとしては完結、全7回のシンポジウムを基にした政策提言の検討を開始しました。もう一つの連続シンポジウムである「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」については、「防災と学校教育」をポイントにおいて、通算第6回目を開催しました。また、調査研究事業として実施してきた「高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究」については、アンケート結果の集約・分析作業が終了したことから、研究成果の終着点として、その結果の公表、結果を基にしたシンポジウムを開催しました。
- (2) 「高知市における中心市街地再生のための施策についての研究」では、住民アンケートの集約、社会人研究チーム会議を経て、研究対象地区を新屋敷2丁目に決定し、対象地区の抱える固有の課題や問題点に焦点をあて課題解決方策の検討を行ってきましたが、施策の優先度や選択肢の議論段階で進捗が止まったことから、いったん研究チーム会議を中断して、コアメンバーにて今後の方向性を協議してきましたが、協議において、今後は事業として実施していくことが方策であるとの見解に達したことから、自治研センターの研究活動としては、現段階をもって中断をし、今後の事業展開を見守る中から、必要に応じて、再研究を行うこととしました。
- (3) 会員については、個人会員で4名の新規会員増がありました。センターの活動案内の広報チラシも作成しており、セミナーやシンポジウム時などに引き続き配布を行い、会員拡大に努める一方で、黒潮町に続く地方自治体会員の獲得には至りませんでした。

## 3. 2017年度の研究の柱

- (1) 組織運営については、定款に基づき、理事会での議論を活性化させるとともに、研究テーマごとに設置した「研究チーム」において率直、かつ丁寧な議論により、研究テーマの背景となる問題意識の深化と研究の前向きな展開をめざします。
- (2) 活動の基本を、「地域の発展と地域で暮らす人への寄り添い」とし、地域に貢献できる研究を行うことにより、県民福祉の向上や新たなコミュニティビジネスモデルの創出、地域の活性化などの実践的研究にとりくみます。
- (3) 研究については、公益目的事業のさらなる深化と活性化の実現を目指すこととし、

内容については、引き続き中長期的な視野に立った「基礎研究」と「地域・団体などの要請に応じた一般研究」の二本立てとし、中心となる「基礎研究」のテーマは、「高知県におけるコミュニティ再生・創出、維持についての研究」とします。事業実施に当たっては、研究者を中心としながら、広く研究員を募り、チーム体制で進めます。

- (4) 研究成果については、県民の公益に資するため、成果物として仕上がった段階で報告書を発行するとともに、ホームページへの掲載で一般公開することとします。

#### 4. 2017年度の具体的な研究テーマおよび活動内容等

##### (1) 組織体制の確立について

- ① 定款に基づき、総会、理事会等の円滑な運営を図るとともに、研究活動の点検や新たな研究テーマの設定などセンターの基本的活動のあり方や組織運営方針などについて、理事会における討議を深めます。また、定款に基づく運営に遺漏のないよう、事務局機能の強化を図ります。
- ② 団体および個人会員の拡大に努めることと合わせて、会員募集の宣伝物作成とホームページの充実を図ります。

##### (2) 2017年度の調査・研究活動

- ① 格差の増大、貧困の拡大がますます広がり、大きな社会問題となって久しくなっています。本来なら、税と社会保障による所得の再分配制度を機能させることにより、サポートされるべきものが、十分な機能を果たすどころか、ますます貧困を助長するようなことにもなっています。

こうした中、子どもの貧困、子どもの居場所づくりなどを背景に、全国的にも「子ども食堂」が展開され、高知県においても現在約 20 か所で実施されています。さらに、2017年度の高知県の予算にも、子供の居場所づくり推進事業として、子ども食堂等の開設及び運営に関する支援予算が組み込まれています。

増え続ける「子ども食堂」の実態に焦点をあて、実態調査などを行う中から、今、「子ども食堂」に何が求められているのか、子どもの貧困、居場所づくりに対し「子ども食堂」だけでよいのか、今後のあり方はどうあるべきか、「子ども食堂」の背景解消には何が必要なのかなどについての研究を行います。具体的な調査・研究については、研究チームを設置し、協議を行ったうえで進めていくこととします。

- ② 「中山間地域における内発的発展地域産業モデル研究」については、県内外の「内発的発展」地域産業モデルを調査し、具体的な地域産業振興（起業）案を提案するため、総勢 6 名以内の研究員を公募選定（うち 3 名を高知県内の自治体職員）して研究

を開始します。

研究を進めるにあたっては、高知銀行地域経済振興財団との共同研究とすることを追求し、学識経験者の指導を受けながら、主に県内の地域産業の事例ヒアリングを行い、高知県内における内発的発展地域モデルプランを考案することをめざします。

### (3) セミナー・シンポジウムの開催

- ① セミナーについては、前述の調査・研究に関連する内容を中心に継続的に行えるセミナーを開催します。

また、変化の早い社会状況に左右されることなく、動きの底流に視点をあてる時事的テーマによるセミナーの開催も追求します。その際には、関係する分野の団体等との共催による実施も検討します。

- ② 性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要な課題となっています。一昨年12月、政府は、「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域に関して、12分野からなる具体策や2020年を見据えた成果目標を掲げて、取り組みを進めるなど、女性の活躍推進をしています。

しかし、一方では、格差が広がる中、社会保障の切り下げが行われ、女性が活躍できる社会環境とは言い難い状況といえます。所得の再分配が正常に行われないことにより、とりわけシングルマザーに対しては、十分な補償が行われず、厳しい生活を強いられることとなっています。

また、依然として女性に対する先入観も存在しています。

真に女性が社会進出し、活躍するためにはこうした課題の解消なくして成し得ません。

こうした中であっても、県内では多くの女性が活躍しており、また積極的に女性を登用する企業も見受けられます。

真の女性の活躍する社会に向けて、今なにが必要なのか、どういった行動をすべきかについてのシンポジウムの開催を目指していきます。

- ③ 人口減少や、都市部への人口集中、長寿命化による介護施設の利用増加などにより、空き家問題が全国的に問題になっており、また、空き家の増加は田舎だけでなく、むしろ都市部で増加し、社会的な問題となってきています。

2015年に空き家対策特別措置法が施行され、各自治体においてとりくみが進められています。地方では、こうした空き家を活用し、少子化対策として移住や定住に活用するとりくみが行われている一方で、都市部では、老朽化による危険性などにより除去等が求められ、また都市部以外でも、防災に面からの撤去などが求められるなど、自治体や空き家の場所により、さまざまな対応、対処が求められることとなっていま

す。

こうした中、この空き家問題について、先進的な事例や、研究などをもとに、高知における空き家対策の方向性、あり方について、さまざまな状態における問題点について考えるためのシンポジウムを開催します。

- ④ 連続講座として、「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」シンポジウムを引き続き開催することとし、これまでの5回のシンポジウムで学んできたことを踏まえたテーマ設定をしていくこととします。

#### (4) 自治研究センター年報の作成について

- ① これまで行ってきた各々の調査・研究活動の研究成果について、成果物として仕上がった段階で報告書を発行するとともに、ホームページへの掲載等で広く住民の方に公開しています。
- ② また、それぞれの年度の研究成果、事業生花を広く県民に還元する意味からも、自治研究センター年報を作成します。



## 収支予算書

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位:円)

| 科 目             | 予算額          | 前年度予算額       | 増 減         |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部    |              |              |             |
| 1. 経常増減の部       |              |              |             |
| (1) 経常収益        |              |              |             |
| 受取会費            | [ 1,996,000] | [ 1,891,000] | [ 105,000]  |
| 正会員受取会費         | 1,996,000    | 1,891,000    | 105,000     |
| 受取寄付金           | [ 5,800,000] | [ 5,800,000] | [ 0]        |
| 受取寄付金           | 5,800,000    | 5,800,000    | 0           |
| 雑収益             | [ 5,000]     | [ 5,000]     | [ 0]        |
| 受取利息            | 5,000        | 5,000        | 0           |
| 経常収益計           | 7,801,000    | 7,696,000    | 105,000     |
| (2) 経常費用        |              |              |             |
| 事業費             | [ 6,561,000] | [ 7,176,000] | [△ 615,000] |
| 給料手当            | 3,060,000    | 2,970,000    | 90,000      |
| 退職給付費用          | 225,000      | 315,000      | △ 90,000    |
| 福利厚生費           | 495,000      | 495,000      | 0           |
| 旅費研究費           | 250,000      | 400,000      | △ 150,000   |
| 通信運搬費           | 160,000      | 100,000      | 60,000      |
| 事務賃借料           | 380,000      | 350,000      | 30,000      |
| 新聞図書費           | 30,000       | 50,000       | △ 20,000    |
| 研修会議費           | 650,000      | 946,000      | △ 296,000   |
| 消耗品費            | 30,000       | 50,000       | △ 20,000    |
| 印刷製本費           | 631,000      | 700,000      | △ 69,000    |
| 諸謝金             | 650,000      | 800,000      | △ 150,000   |
| 管理費             | [ 1,240,000] | [ 1,320,000] | [△ 80,000]  |
| 給料手当            | 340,000      | 330,000      | 10,000      |
| 退職給付費用          | 25,000       | 35,000       | △ 10,000    |
| 福利厚生費           | 55,000       | 55,000       | 0           |
| 会議研修費           | 300,000      | 300,000      | 0           |
| 通信運搬費           | 40,000       | 40,000       | 0           |
| 事務賃借料           | 150,000      | 150,000      | 0           |
| 消耗品費            | 30,000       | 50,000       | △ 20,000    |
| 支払手数料           | 300,000      | 360,000      | △ 60,000    |
| 経常費用計           | 7,801,000    | 8,496,000    | △ 695,000   |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 0            | △ 800,000    | 800,000     |
| 評価損益等計          | 0            | 0            | 0           |
| 当期経常増減額         | 0            | △ 800,000    | 800,000     |
| 2. 経常外増減の部      |              |              |             |
| (1) 経常外収益       |              |              |             |
| 経常外収益計          | 0            | 0            | 0           |
| (2) 経常外費用       |              |              |             |
| 経常外費用計          | 0            | 0            | 0           |
| 当期経常外増減額        | 0            | 0            | 0           |
| 当期一般正味財産増減額     | 0            | △ 800,000    | 800,000     |
| 一般正味財産期首残高      | 2,000,000    | 3,500,000    | △ 1,500,000 |
| 一般正味財産期末残高      | 2,000,000    | 2,700,000    | △ 700,000   |
| II 指定正味財産増減の部   |              |              |             |
| 当期指定正味財産増減額     | 0            | 0            | 0           |
| 指定正味財産期首残高      | 0            | 0            | 0           |
| 指定正味財産期末残高      | 0            | 0            | 0           |
| III 正味財産期末残高    | 2,000,000    | 2,700,000    | △ 700,000   |

## 収支予算書内訳表

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位:円)

| 科 目             | 公益           | 法人           | 合 計          |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| I 一般正味財産増減の部    |              |              |              |
| 1. 経常増減の部       |              |              |              |
| (1) 経常収益        |              |              |              |
| 受取会費            | [ 761,000]   | [ 1,235,000] | [ 1,996,000] |
| 正会員受取会費         | 761,000      | 1,235,000    | 1,996,000    |
| 受取寄付金           | [ 5,800,000] | [ 0]         | [ 5,800,000] |
| 受取寄付金           | 5,800,000    | 0            | 5,800,000    |
| 雑収益             | [ 0]         | [ 5,000]     | [ 5,000]     |
| 受取利息            | 0            | 5,000        | 5,000        |
| 経常収益計           | 6,561,000    | 1,240,000    | 7,801,000    |
| (2) 経常費用        |              |              |              |
| 事業費             | [ 6,561,000] | [ 0]         | [ 6,561,000] |
| 給料手当            | 3,060,000    | 0            | 3,060,000    |
| 退職給付費用          | 225,000      | 0            | 225,000      |
| 福利厚生費           | 495,000      | 0            | 495,000      |
| 旅費研究費           | 250,000      | 0            | 250,000      |
| 通信運搬費           | 160,000      | 0            | 160,000      |
| 事務賃借料           | 380,000      | 0            | 380,000      |
| 新聞図書費           | 30,000       | 0            | 30,000       |
| 研修会議費           | 650,000      | 0            | 650,000      |
| 消耗品費            | 30,000       | 0            | 30,000       |
| 印刷製本費           | 631,000      | 0            | 631,000      |
| 諸謝金             | 650,000      | 0            | 650,000      |
| 管理費             | [ 0]         | [ 1,240,000] | [ 1,240,000] |
| 給料手当            | 0            | 340,000      | 340,000      |
| 退職給付費用          | 0            | 25,000       | 25,000       |
| 福利厚生費           | 0            | 55,000       | 55,000       |
| 会議研修費           | 0            | 300,000      | 300,000      |
| 通信運搬費           | 0            | 40,000       | 40,000       |
| 事務賃借料           | 0            | 150,000      | 150,000      |
| 消耗品費            | 0            | 30,000       | 30,000       |
| 支払手数料           | 0            | 300,000      | 300,000      |
| 経常費用計           | 6,561,000    | 1,240,000    | 7,801,000    |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 0            | 0            | 0            |
| 評価損益等計          | 0            | 0            | 0            |
| 当期経常増減額         | 0            | 0            | 0            |
| 2. 経常外増減の部      |              |              |              |
| (1) 経常外収益       |              |              |              |
| 経常外収益計          | 0            | 0            | 0            |
| (2) 経常外費用       |              |              |              |
| 経常外費用計          | 0            | 0            | 0            |
| 当期経常外増減額        | 0            | 0            | 0            |
| 当期一般正味財産増減額     | 0            | 0            | 0            |
| 一般正味財産期首残高      | 2,000,000    | 0            | 2,000,000    |
| 一般正味財産期末残高      | 2,000,000    | 0            | 2,000,000    |
| II 指定正味財産増減の部   |              |              |              |
| 当期指定正味財産増減額     | 0            | 0            | 0            |
| 指定正味財産期首残高      | 0            | 0            | 0            |
| 指定正味財産期末残高      | 0            | 0            | 0            |
| III 正味財産期末残高    | 2,000,000    | 0            | 2,000,000    |

## 第1号議案

# 2016年度事業報告

## I. 組織運営について

### 1. 2016年度定時総会の開催

- (1) 日 時 2016年6月4日(土) 15時～16時30分
- (2) 場 所 自治労会館3階会議室
- (3) 出席状況 会員総数74名(団体会員28名、個人会員46名)  
出席 68名(団体会員27名、個人会員41名)  
〔うち4名(団体会員3名、個人会員1名)書面表決書〕  
〔 40名(団体会員16名、個人会員24名)委任状〕
- (4) 議 事
  - 第1号議案 2015年度事業報告の承認について
  - 第2号議案 2015年度収支報告及び監査報告
  - 第3号議案 任期満了に伴う役員改選(案)について

### 2. 理事会の開催について

#### (1) 2016年度第1回理事会

- ① 日 時 2016年5月14日(土) 13時00分～14時10分
- ② 場 所 自治労会館2階会議室
- ③ 出席状況 理事・監事15名中9人出席
- ④ 議 事
  - 第1号議案 2015年度事業報告の承認について
  - 第2号議案 2015年度貸借対照表・正味財産増減計算書、財産目録の承認について
  - 第3号議案 新規会員の承認について

#### (2) 2016年度第2回理事会

- ① 日 時 2016年9月24日(土) 10時30分～11時30分
- ② 場 所 高知新聞放送会館7階70号室
- ③ 出席状況 理事・監事15名中11名出席
- ④ 議 事
  - 第1号議案 特定個人情報取扱規程(案)について
  - 第2号議案 第6回「東日本大震災から高知は学ぶ」シンポジウムの内容変更について
  - 第3号議案 連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」第7回(最終回)の

## 対応について

### 第4号議案 2017年度の新たな調査研究対象について

#### (3) 2016年度第3回理事会

- ① 日 時 2017年1月28日(土) 10時30分～11時45分
- ② 場 所 自治労会館2階会議室
- ③ 出席状況 理事・監事15名中11名
- ④ 議 事
  - 第1号議案 2017年度の新たな調査研究対象について
  - 第2号議案 少子化政策提言の検討会のメンバーについて
  - 第3号議案 連合高知「高知家で働く若者に伝えたいこと～ホンキで大人が考えるシンポジウム」との関わりについて
  - 第4号議案 2017年度シンポジウム・セミナーについて
  - 第5号議案 今年度開催予定のシンポジウムについて

#### (4) 2016年度第4回理事会

- ① 日 時 2017年3月19日(日) 10時～11時30分
- ② 場 所 高知城ホール2階せんだん1
- ③ 出席状況 理事・監事15名中11名
- ④ 議 事
  - 第1号議案 2017年度事業計画(案)について
  - 第2号議案 2017年度収支予算書(案)について
  - 第3号議案 2017年度定時総会の日程について
  - 第4号議案 2017年度第1回理事会の日程について

## II. 2016年度の調査・研究活動について

### 1. 中山間地域における内発的発展地域産業モデル研究

県内外の「内発的発展」地域産業モデルを調査し、具体的な地域産業振興(起業)案を提案するため、2015年を起点に研究員を公募するとともに、実施に当たっては、高知銀行地域経済振興財団との共同研究とすることを追求し、学識経験者の指導を受けながら進めることを計画してきたが、2015年度同様に、2016年度についても、具体的な着手には至っておらず、研究員の選定など早急に着手する必要がある。

### 2. 高知市における中心市街地再生のため施策についての研究

2011年12月に加賀野井地区、2012年1月に新屋敷2丁目において住民アンケートを実施し、アンケートの集約作業を行い、社会人研究チーム会議を経て、研究対象地区を新屋敷2丁目に決定してきた。研究チーム会議として、対象地区の抱える固有の課題や問題点等に焦点を当て、それらの課題解決方策の検討を行う中で、施策の優

先度や選択肢の議論の段階で進捗が止まっており、研究チーム会議はいったん中断し、コアメンバーで今後の研究の方向性等について改めて再構築の作業を行うこととしましたが、具体的な実践をしていかなければならないとの結論から、自治研究センターの研究テーマとしてはいったん休止をして、社団法人等での事業化を図ることとし、自治研究センターとしては、状況を見ながら、必要となれば、再度の研究を行って行くこととする。

### 3. 高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究

#### (1) 2016年度研究活動の内容

2014年度に実施したアンケート調査の集計作業、研究チームでの分析作業を2015年度に引き続き行い、完了したことから、その結果を報告会として公表するとともに、この結果を基にしたシンポジウムを開催し、調査研究の一定の到達点に達したことから、事業としては2016年度を持って終了することとした。

#### (2) 研究体制

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 研究員 | 田中  きよむ (高知県立大学 社会福祉学部教授)        |
|     | 後藤  由美子 (高知県立大学 社会福祉学部准教授)       |
|     | 戸田  靖 (高知市介護保険課)                 |
|     | 中山  順子 (中土佐町健康福祉課・地域包括支援センター)    |
|     | 津野  美由紀 (中土佐町社会福祉協議会・デイサービスセンター) |
|     | 濱野  安一 (前高退連事務局長)                |
|     | 折田  晃一 (高知県自治研究センター副理事長)         |
| 事務局 | 石川  俊二 (高知県自治研究センター)             |

#### (3) 活動経過

5月8日(日) 第16回研究チーム会議(自治労会館)

7月24日(土) シンポジウム

「どうなる? どうする? 高知の介護と高齢者の暮らし」

場 所 高知県立大学永国寺キャンパス

〈アンケート結果分析報告〉

田中 きよむ (高知県立大学社会福祉学部教授)

〈パネルディスカッション〉

北村 綾 (高知県地域福祉政策課チーム長)

岡林 輝 (土佐市長寿政策課長)

佐藤 政子 (認知症の人と家族の会高知県支部理事長)

眞明 将 (株アクトワン代表取締役)

田中 きよむ (コーディネーター、同上)

出席者 67名

### 4. 少子化対策に関する県への政策提言

2014年度～2016年度にかけ、全7回開催した連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」を受け、高知県における少子化対策について、政策提言を行たための、政策づくりの検討委員会を設置し、2回の検討委員会を開催した。2017年度も引き続き検討会を随時行い、8月中をめどに提言内容を取りまとめ、9月に知事に対して提言を与えるよう、日程調整も行っている。

### Ⅲ. 研究会・セミナーの開催

#### 1. セミナーの開催

「トランプ大統領はなぜ求められたのか？その未来」

日 時 2017年3月7日（火）18時～20時  
場 所 高知共済会館  
講 師 哲学者 内山 節  
出席者 61名

#### 2. シンポジウムの開催

連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」

第5回：「競争ではなく共創する『地方創生』」

① 日 時 2016年7月30日（土）13時～16時30分  
② 場 所 高知城ホール多目的ホール  
③ 講 師

〈基調講演〉

片山 善博（慶応義塾大学法学部教授、元総務大臣、前鳥取県知事）

〈鼎談〉

片山 善博（同上）

上治 堂司（馬路村村長）

中河 孝博（コーディネーター、高知新聞社論説委員）

④ 出席者 82人

連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」

第6回：「人口減少時代に求められる『価値』と『豊かさ』」

① 日 時 2016年9月24日（土）13時～16時30分  
② 場 所 高新文化ホール7階  
③ 講 師

〈基調講演〉

草郷 孝好（関西大学社会学部教授）

〈パネルディスカッション〉

草郷 孝好（同上）

川村 幸司（れいほく田舎暮らしネットワーク事務局長）

吉澤 文治郎（土佐経済同友会代表幹事）  
東森 歩（コーディネーター、ファン度レイジングマーケット代表、  
高知県自治研究センター理事）

④ 出席者 51人

#### 連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」

##### 第7回（最終）：「高知を『地方創生』実現の先駆けに」

① 日時 2016年12月3日（土）13時～17時

② 場所 高知商工会館4階大ホール

③ 講師

〈講演〉

大森 彌（東京大学名誉教授）

〈パネルディスカッション〉

大森 彌（同上）

上野 伊予（須崎市浦ノ内地区・地域コーディネーター）

公文 直樹（香美市定住推進課主幹）

竹葉 傳（四万十市・株大官産業取締役）

中河 孝博（コーディネーター、高知新聞社論説委員）

④ 出席者 35人

#### 第6回「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」シンポジウム

##### －防災を通して学ぶ 新しい時代の生き方とまちづくり－

① 日時 2017年3月19日（日）13時～17時

② 場所 高知城ホール4階多目的ホール

③ 講師

〈講演〉

森本 晋也（岩手大学大学院教育研究科准教授、岩手大学地域防災研究センター兼任）

林 宣行（和歌山県串本町古座小学校教諭）

〈パネルディスカッション〉

森本 晋也（同上）

林 宣行（同上）

松本 敏郎（黒潮町情報防災課長）

畦地 和也（コーディネーター、高知県自治研究センター理事）

④ 出席者 47名

## IV. 年報の作成

2015年度年報を作成し、ホームページに掲載した。

【活動日誌】

| 日    | 曜日 | 会議名等                                                                      | 場所・参加人数等                                          |
|------|----|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 4/30 | 土  | 2015年度監査                                                                  | 自治労会館、監事2名                                        |
| 5/8  | 金  | 「高知の介護保険研究地域ケアシステムの実態調査」<br>第16回研究チーム会議                                   | 自治労会館、<br>2名、事務局2名                                |
| 5/14 | 土  | 2016年度第1回理事会                                                              | 自治労会館、理事7名、<br>監事2名、事務局2名                         |
| 6/4  | 土  | 2016年度定時総会<br>2016年度第2回理事会                                                | 自治労会館、<br>団体5名、個人19名<br>自治労会館、理事6名、<br>監事2名、事務局2名 |
| 7/24 | 土  | シンポジウム<br>どうなる？どうする？高知の介護と高齢者の暮らし                                         | 高知県立大学永国寺キャンパス、67名                                |
| 7/30 | 土  | 連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」<br>第5回「競争ではなく共創する『地方創生』」                             | 高知城ホール、82名                                        |
| 8/17 | 水  | 黒潮町研究員との打合せ                                                               | 黒潮町役場、<br>石川、山崎、畦地                                |
| 9/24 | 土  | 2016年度第2回理事会                                                              | 自治労会館、理事10名、<br>監事1名、事務局2名                        |
| 9/24 | 土  | 第6回「少子化対策シンポジウム」<br>人口減少時代に求められる『価値』と『豊かさ』                                | 高新文化ホール51名                                        |
| 12/3 | 土  | 第7回「少子化対策シンポジウム」<br>高知を「地方創生」実現の先駆けに                                      | 高知商工会館、35名                                        |
| 1/17 | 火  | 高知大学地域協働学部 地域理解実習成果報告会                                                    | 高知大学、石川                                           |
| 1/24 | 火  | 公益法人を対象とする研修会                                                             | 高知県庁、理事長、森下                                       |
| 1/28 | 土  | 2016年度第3回理事会                                                              | 自治労会館、理事10名、<br>監事1名、事務局2名                        |
| 2/7  | 火  | 第1回 少子化政策提言の検討会                                                           | 自治労会館、<br>検討会メンバー6名                               |
| 2/10 | 金  | 2016年度高知大学地域協働学部<br>学習成果報告会・交流会                                           | 高知大学、理事、事務局                                       |
| 3/7  | 火  | 内山節セミナー<br>「トランプ大統領はなぜ求められたのか？その未来」                                       | 高知共済会館、61名                                        |
| 3/13 | 月  | 第2回 少子化政策提言の検討会                                                           | 自治労会館、<br>検討会メンバー6名                               |
| 3/19 | 金  | 2016年度第4回理事会<br>第6回「3.11東日本大震災から高知は学ぶ」シンポジウム<br>～防災を通して学ぶ新しい時代の生き方とまちづくり～ | 自治労会館、理事10名、<br>監事1名、事務局2名<br>高知城ホール、47名          |



第2号議案

公益社団法人 高知県自治研究センター

貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 増 減           |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| I 資産の部       |               |               |               |
| 1. 流動資産      |               |               |               |
| 現金・預金        | 1,903,329     | 2,026,497     | △ 123,168     |
| 前払金          | 30,000        | 0             | 30,000        |
| 流動資産合計       | 1,933,329     | 2,026,497     | △ 93,168      |
| 2. 固定資産      |               |               |               |
| (1) 特定資産     |               |               |               |
| 退職給付引当資産     | 1,988,232     | 1,644,000     | 344,232       |
| 事業積立預金       | 0             | 800,000       | △ 800,000     |
| 特定資産合計       | 1,988,232     | 2,444,000     | △ 455,768     |
| 固定資産合計       | 1,988,232     | 2,444,000     | △ 455,768     |
| 資産合計         | 3,921,561     | 4,470,497     | △ 548,936     |
| II 負債の部      |               |               |               |
| 1. 流動負債      |               |               |               |
| 未払金          | 133,268       | 87,557        | 45,711        |
| 預り金          | 49,242        | 61,565        | △ 12,323      |
| 流動負債合計       | 182,510       | 149,122       | 33,388        |
| 2. 固定負債      |               |               |               |
| 退職給付引当金 1    | 1,789,409     | 1,479,600     | 309,809       |
| 退職給付引当金 2    | 198,823       | 164,400       | 34,423        |
| 固定負債合計       | 1,988,232     | 1,644,000     | 344,232       |
| 負債合計         | 2,170,742     | 1,793,122     | 377,620       |
| III 正味財産の部   |               |               |               |
| 1. 一般正味財産    | 1,750,819     | 2,677,375     | △ 926,556     |
| (内特定資産への充当額) | ( 1,988,232 ) | ( 2,444,000 ) | ( △ 455,768 ) |
| 正味財産合計       | 1,750,819     | 2,677,375     | △ 926,556     |
| 負債及び正味財産合計   | 3,921,561     | 4,470,497     | △ 548,936     |

## 貸借対照表内訳表

平成 29 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

| 科 目          | 公益目的事業会計      | 法人会計        | 内部取引消去 | 合 計           |
|--------------|---------------|-------------|--------|---------------|
| I 資産の部       |               |             |        |               |
| 1. 流動資産      |               |             |        |               |
| 現金・預金        | 1,903,329     | 0           | 0      | 1,903,329     |
| 前払金          | 30,000        | 0           | 0      | 30,000        |
| 流動資産合計       | 1,933,329     | 0           | 0      | 1,933,329     |
| 2. 固定資産      |               |             |        |               |
| (1) 特定資産     |               |             |        |               |
| 退職給付引当資産     | 1,789,409     | 198,823     | 0      | 1,988,232     |
| 特定資産合計       | 1,789,409     | 198,823     | 0      | 1,988,232     |
| 固定資産合計       | 1,789,409     | 198,823     | 0      | 1,988,232     |
| 資産合計         | 3,722,738     | 198,823     | 0      | 3,921,561     |
| II 負債の部      |               |             |        |               |
| 1. 流動負債      |               |             |        |               |
| 未払金          | 133,268       | 0           | 0      | 133,268       |
| 預り金          | 49,242        | 0           | 0      | 49,242        |
| 流動負債合計       | 182,510       | 0           | 0      | 182,510       |
| 2. 固定負債      |               |             |        |               |
| 退職給付引当金 1    | 1,789,409     | 0           | 0      | 1,789,409     |
| 退職給付引当金 2    | 0             | 198,823     | 0      | 198,823       |
| 固定負債合計       | 1,789,409     | 198,823     | 0      | 1,988,232     |
| 負債合計         | 1,971,919     | 198,823     | 0      | 2,170,742     |
| III 正味財産の部   |               |             |        |               |
| 1. 一般正味財産    | 1,750,819     | 0           | 0      | 1,750,819     |
| (内特定資産への充当額) | ( 1,789,409 ) | ( 198,823 ) | ( 0 )  | ( 1,988,232 ) |
| 正味財産合計       | 1,750,819     | 0           | 0      | 1,750,819     |
| 負債及び正味財産合計   | 3,722,738     | 198,823     | 0      | 3,921,561     |

## 貸借対照表附属明細書

財務諸表の注記に記載しているため、附属明細書の記載は省略しています。

## 正味財産増減計算書

平成28年 4月 1日 から 平成29年 3月31日 まで

(単位：円)

| 科 目             | 当年度           | 前年度           | 増 減         |
|-----------------|---------------|---------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部    |               |               |             |
| 1. 経常増減の部       |               |               |             |
| (1) 経常収益        |               |               |             |
| ① 特定資産運用益       | ( 347 )       | ( 393 )       | ( △ 46 )    |
| 特定資産運用益         | 347           | 393           | △ 46        |
| ② 受取会費          | ( 2,019,136 ) | ( 1,512,000 ) | ( 507,136 ) |
| 正会員受取会費         | 2,019,136     | 1,512,000     | 507,136     |
| ③ 受取補助金等        | ( 500,000 )   | ( 350,000 )   | ( 150,000 ) |
| 受取民間助成金         | 500,000       | 350,000       | 150,000     |
| ④ 受取寄付金         | ( 5,800,000 ) | ( 5,800,000 ) | ( 0 )       |
| 受取寄付金           | 5,800,000     | 5,800,000     | 0           |
| ⑤ 雑収益           | ( 113 )       | ( 539 )       | ( △ 426 )   |
| 受取利息            | 113           | 539           | △ 426       |
| 経常収益計           | 8,319,596     | 7,662,932     | 656,664     |
| (2) 経常費用        |               |               |             |
| ① 事業費           |               |               |             |
| 事業経費            | ( 7,774,343 ) | ( 7,279,463 ) | ( 494,880 ) |
| 給料手当            | 2,980,910     | 2,917,436     | 63,474      |
| 退職給付費用          | 309,809       | 194,130       | 115,679     |
| 福利厚生費           | 508,987       | 497,388       | 11,599      |
| 旅費研究費           | 252,904       | 425,268       | △ 172,364   |
| 通信運搬費           | 177,482       | 120,563       | 56,919      |
| 消耗品費            | 14,727        | 0             | 14,727      |
| 印刷製本費           | 1,010,490     | 845,082       | 165,408     |
| 事務賃借料           | 405,705       | 510,991       | △ 105,286   |
| 諸謝金             | 1,046,881     | 733,907       | 312,974     |
| 新聞図書費           | 28,575        | 35,456        | △ 6,881     |
| 研修会議費           | 1,037,873     | 999,242       | 38,631      |
| 事業費計            | 7,774,343     | 7,279,463     | 494,880     |
| ② 管理費           |               |               |             |
| 給料手当            | 331,214       | 324,159       | 7,055       |
| 退職給付費用          | 34,423        | 21,570        | 12,853      |
| 福利厚生費           | 56,551        | 55,290        | 1,261       |
| 会議研修費           | 544,971       | 404,981       | 139,990     |
| 通信運搬費           | 42,606        | 41,344        | 1,262       |
| 消耗品費            | 28,622        | 41,510        | △ 12,888    |
| 事務賃借料           | 174,222       | 220,375       | △ 46,153    |
| 支払手数料           | 259,200       | 313,200       | △ 54,000    |
| 管理費計            | 1,471,809     | 1,422,429     | 49,380      |
| 経常費用計           | 9,246,152     | 8,701,892     | 544,260     |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 926,556     | △ 1,038,960   | 112,404     |
| 評価損益等計          | 0             | 0             | 0           |
| 当期経常増減額         | △ 926,556     | △ 1,038,960   | 112,404     |
| 2. 経常外増減の部      |               |               |             |
| (1) 経常外収益       |               |               |             |
| 経常外収益計          | 0             | 0             | 0           |
| (2) 経常外費用       |               |               |             |
| 経常外費用計          | 0             | 0             | 0           |
| 当期経常外増減額        | 0             | 0             | 0           |
| 税引前当期一般正味財産増減額  | △ 926,556     | △ 1,038,960   | 112,404     |
| 当期一般正味財産増減額     | △ 926,556     | △ 1,038,960   | 112,404     |
| 一般正味財産期首残高      | 2,677,375     | 3,716,335     | △ 1,038,960 |
| 一般正味財産期末残高      | 1,750,819     | 2,677,375     | △ 926,556   |
| II 指定正味財産増減の部   |               |               |             |
| 当期指定正味財産増減額     | 0             | 0             | 0           |
| 指定正味財産期首残高      | 0             | 0             | 0           |
| 指定正味財産期末残高      | 0             | 0             | 0           |
| III 正味財産期末残高    | 1,750,819     | 2,677,375     | △ 926,556   |

## 正味財産増減計算書内訳表

平成28年 4月 1日 から 平成29年 3月31日 まで

(単位：円)

| 科 目             | 公益目的事業会計      | 法人会計          | 内部取引消去 | 合 計           |
|-----------------|---------------|---------------|--------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部    |               |               |        |               |
| 1. 経常増減の部       |               |               |        |               |
| (1) 経常収益        |               |               |        |               |
| ①特定資産運用益        | ( 312 )       | ( 35 )        | ( 0 )  | ( 347 )       |
| 特定資産運用益         | 312           | 35            | 0      | 347           |
| ②受取会費           | ( 547,475 )   | ( 1,471,661 ) | ( 0 )  | ( 2,019,136 ) |
| 正会員受取会費         | 547,475       | 1,471,661     | 0      | 2,019,136     |
| ③受取補助金等         | ( 500,000 )   | ( 0 )         | ( 0 )  | ( 500,000 )   |
| 受取民間助成金         | 500,000       | 0             | 0      | 500,000       |
| ④受取寄付金          | ( 5,800,000 ) | ( 0 )         | ( 0 )  | ( 5,800,000 ) |
| 受取寄付金           | 5,800,000     | 0             | 0      | 5,800,000     |
| ⑤雑収益            | ( 0 )         | ( 113 )       | ( 0 )  | ( 113 )       |
| 受取利息            | 0             | 113           | 0      | 113           |
| 経常収益計           | 6,847,787     | 1,471,809     | 0      | 8,319,596     |
| (2) 経常費用        |               |               |        |               |
| ①事業費            |               |               |        |               |
| 事業経費            | ( 7,774,343 ) | ( 0 )         | ( 0 )  | ( 7,774,343 ) |
| 給料手当            | 2,980,910     | 0             | 0      | 2,980,910     |
| 退職給付費用          | 309,809       | 0             | 0      | 309,809       |
| 福利厚生費           | 508,987       | 0             | 0      | 508,987       |
| 旅費研究費           | 252,904       | 0             | 0      | 252,904       |
| 通信運搬費           | 177,482       | 0             | 0      | 177,482       |
| 消耗品費            | 14,727        | 0             | 0      | 14,727        |
| 印刷製本費           | 1,010,490     | 0             | 0      | 1,010,490     |
| 事務賃借料           | 405,705       | 0             | 0      | 405,705       |
| 諸謝金             | 1,046,881     | 0             | 0      | 1,046,881     |
| 新聞図書費           | 28,575        | 0             | 0      | 28,575        |
| 研修会議費           | 1,037,873     | 0             | 0      | 1,037,873     |
| 事業費計            | 7,774,343     | 0             | 0      | 7,774,343     |
| ②管理費            |               |               |        |               |
| 給料手当            | 0             | 331,214       | 0      | 331,214       |
| 退職給付費用          | 0             | 34,423        | 0      | 34,423        |
| 福利厚生費           | 0             | 56,551        | 0      | 56,551        |
| 会議研修費           | 0             | 544,971       | 0      | 544,971       |
| 通信運搬費           | 0             | 42,606        | 0      | 42,606        |
| 消耗品費            | 0             | 28,622        | 0      | 28,622        |
| 事務賃借料           | 0             | 174,222       | 0      | 174,222       |
| 支払手数料           | 0             | 259,200       | 0      | 259,200       |
| 管理費計            | 0             | 1,471,809     | 0      | 1,471,809     |
| 経常費用計           | 7,774,343     | 1,471,809     | 0      | 9,246,152     |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 926,556     | 0             | 0      | △ 926,556     |
| 評価損益等計          | 0             | 0             | 0      | 0             |
| 当期経常増減額         | △ 926,556     | 0             | 0      | △ 926,556     |
| 2. 経常外増減の部      |               |               |        |               |
| (1) 経常外収益       |               |               |        |               |
| 経常外収益計          | 0             | 0             | 0      | 0             |
| (2) 経常外費用       |               |               |        |               |
| 経常外費用計          | 0             | 0             | 0      | 0             |
| 当期経常外増減額        | 0             | 0             | 0      | 0             |
| 税引前当期一般正味財産増減額  | △ 926,556     | 0             | 0      | △ 926,556     |
| 当期一般正味財産増減額     | △ 926,556     | 0             | 0      | △ 926,556     |
| 一般正味財産期首残高      | 2,677,375     | 0             | 0      | 2,677,375     |
| 一般正味財産期末残高      | 1,750,819     | 0             | 0      | 1,750,819     |
| II 指定正味財産増減の部   |               |               |        |               |
| 当期指定正味財産増減額     | 0             | 0             | 0      | 0             |
| 指定正味財産期首残高      | 0             | 0             | 0      | 0             |
| 指定正味財産期末残高      | 0             | 0             | 0      | 0             |
| III 正味財産期末残高    | 1,750,819     | 0             | 0      | 1,750,819     |

## 正味財産増減計算書附属明細書

財務諸表の注記に記載しているため、附属明細書の記載は省略しています。

## 財産目録

平成 29 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

| 科目        | 場所等                         | 物量 | 使用目的等                                                        | 金額                   |
|-----------|-----------------------------|----|--------------------------------------------------------------|----------------------|
| I 資産の部    |                             |    |                                                              |                      |
| 1. 流動資産   |                             |    |                                                              | 1,903,329            |
| 現金・預金     |                             |    |                                                              |                      |
| 普通預金      | 四国労働金庫 高知支店<br>普通預金 3377677 |    | 運転資金として保有                                                    | 1,903,311            |
|           | 四国労働金庫 高知支店<br>普通預金 4024545 |    | 運転資金として保有                                                    | 18                   |
| 前払金       | (一財)自治労会館                   |    | 家賃の前払い分                                                      | 30,000               |
| 流動資産合計    |                             |    |                                                              | 1,933,329            |
| 2. 固定資産   |                             |    |                                                              | 1,988,232            |
| (1) 特定資産  |                             |    |                                                              |                      |
| 退職給付引当資産  | 四国労働金庫 高知支店<br>定期預金 4294390 |    | 公益目的事業の退職給付引当金見合い資金として管理している。<br>法人会計の退職給付引当金見合い資金として管理している。 | 1,789,409<br>198,823 |
| 特定資産合計    |                             |    |                                                              | 1,988,232            |
| 固定資産合計    |                             |    |                                                              | 1,988,232            |
| 資産合計      |                             |    |                                                              | 3,921,561            |
| II 負債の部   |                             |    |                                                              |                      |
| 1. 流動負債   |                             |    |                                                              |                      |
| 未払金       |                             |    |                                                              | 133,268              |
|           | 株式会社英光事務機                   |    | パフォーマンスチャージ代金の未払い分                                           | 48,952               |
|           | 日本郵便株式会社                    |    | 後納郵便代金の未払い分                                                  | 412                  |
|           | 厚生労働省                       |    | 社会保険料3月分                                                     | 36,494               |
|           | 株式会社朝日ネット                   |    | プロバイダ料の未払い分                                                  | 1,620                |
|           | N T Tファイナンス株式会社             |    | 電話料金の未払い分                                                    | 6,702                |
|           | ヤマト運輸                       |    | 運賃の未払い分                                                      | 3,924                |
|           | 理事                          |    | 行動旅費の未払い分                                                    | 16,410               |
|           | 従業員                         |    | 残業手当の未払い分                                                    | 18,754               |
| 預り金       |                             |    |                                                              | 49,242               |
|           | 従業員                         |    | 従業員から預かった社会保険料                                               | 36,014               |
|           | 従業員                         |    | 従業員から預かった雇用保険料                                               | 13,228               |
|           | 従業員                         |    | 従業員から預かった源泉所得税                                               | —                    |
| 流動負債合計    |                             |    |                                                              | 182,510              |
| 2. 固定負債   |                             |    |                                                              |                      |
| 退職給付引当金 1 |                             |    | 公益目的事業の従業員に対する退職金支払いに備えたもの。                                  | 1,789,409            |
| 退職給付引当金 2 |                             |    | 法人会計の従業員に対する退職金支払いに備えたもの。                                    | 198,823              |
| 固定負債合計    |                             |    |                                                              | 1,988,232            |
| 負債合計      |                             |    |                                                              | 2,170,742            |
| 正味財産      |                             |    |                                                              | 1,750,819            |

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しています。

#### (1) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、社内規定による期末現在の要支給額により計上しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

| 科目       | 前期末残高     | 当期増加額   | 当期減少額   | 当期末残高     |
|----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 特定資産     |           |         |         |           |
| 退職給付引当資産 | 1,644,000 | 344,232 | 0       | 1,988,232 |
| 事業積立預金   | 800,000   | 0       | 800,000 | 0         |
| 合計       | 2,444,000 | 344,232 | 800,000 | 1,988,232 |

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

| 科目       | 当期末残高     | (うち指定正味財産からの充当額) | (うち一般正味財産からの充当額) | (うち負債に対応する額) |
|----------|-----------|------------------|------------------|--------------|
| 特定資産     |           |                  |                  |              |
| 退職給付引当資産 | 1,988,232 | 0                | ( 1,988,232)     | 0            |
| 合計       | 1,988,232 | ( 0)             | ( 1,988,232)     | ( 0)         |

### 4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

| 補助金等の名称     | 交付者       | 前期末残高 | 当期増加額   | 当期減少額   | 当期末残高 | 貸借対照表上の記載区分 |
|-------------|-----------|-------|---------|---------|-------|-------------|
| 2016年度研究助成費 | (一財)自治労会館 | 0     | 500,000 | 500,000 | 0     |             |
| 合計          |           | 0     | 500,000 | 500,000 | 0     |             |

### 5. その他

公益社団法人移行5周年記念事業に使用する目的で事業積立預金を積み立てていましたが、公益社団法人移行5周年記念事業を実行したため目的内取崩しを行いました。



# 監査報告書

公益社団法人 高知県自治研究センター

理事長 筒井 早智子 殿

私たち監事は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査意見


### (1) 事業報告等の監査結果


- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

平成 29 年 5 月 19 日

公益社団法人 高知県自治研究センター  
監 事 國弘 昭 

公益社団法人 高知県自治研究センター  
監 事 津野 誠 

# 公益社団法人高知県自治研究センター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高知県自治研究センター(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知市鷹匠町2丁目5番47号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高知県における自治のあり方や自治体行政課題などについて総合的な調査研究を行い、住民に密着した民主的な自治体行政を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資料センターとしての事業  
地方自治関係法、都市町村問題、環境問題、住民福祉とサービスの税財政など自治体政策に関するあらゆる文献と資料の収集と整理を行い、各自治体の要請に応える。
  - (2) 研究事業  
地方自治のあり方、自治体経営、地方行財政、地域福祉の推進など自治体施策の研究を行う。
  - (3) 教育、調査活動の事業  
前2号と関連する調査の受託、研究会、講演会などの開催を行う。
  - (4) 編集・刊行を行う事業  
政策に関する定期刊行物、その他資料図書の編集を行う。
  - (5) その他この法人の公益目的を達成するため必要とする事業
2. 前項の事業は、高知県において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同し、入会した者をもって会員とする。

2. 会員の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
3. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める額(以下「会費」という。)を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において議決権の過半数を有する会員が出席し、総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 第10条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。  
2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。  
(1) 会員の除名  
(2) 理事及び監事の選任又は解任  
(3) 理事及び監事の報酬等の額  
(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認  
(5) 定款の変更  
(6) 解散及び残余財産の処分  
(7) 不可欠特定財産の処分の承認  
(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
2. 前項の規定にかかわらず、次条第3項第2号により開催された総会においては、総会招集を請求する書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。  
2. 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。  
3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。  
(1) 理事会が必要と認めるとき。  
(2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、総会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。  
2. 理事長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。  
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項その他の法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総会員の過半数の会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員としての議決に加わる権利を有しない。  
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。  
(1) 会員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 役員等の責任の一部免除  
(4) 定款の変更  
(5) 事業の全部の譲渡  
(6) 解散  
(7) 合併契約の承認  
(8) 不可欠特定財産の処分  
(9) その他法令で定められた事項  
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行

わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の代理権の授与は、総会ごとにならなければならない。
3. 第1項の規定に基づき代理行使された議決権は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(報告の省略)

第22条 理事が会員全員に対し、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことに関して、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 会員の現在数
  - (3) 総会に出席した会員の数(議決権行使書面を提出した会員を含む。)
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 2名以内
  - (3) 常務理事 1名
  - (4) 理事 8名以上15名以内(理事長、副理事長、常務理事を含む。)
  - (5) 監事 2名
2. 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。
2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
  4. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
  5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。
  6. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
  3. 副理事長は理事長を補佐する。
  4. 常務理事は、業務の執行をはかり、理事長を補佐する。
  5. 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
  - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
  - (5) 前号の場合において必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合において、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会

を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会  
終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会  
終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  4. 理事及び監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任  
により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利  
義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 理事及び監事は、総会において会員総数の3分の2以上の決議によって解任することが  
できる。

(役員報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会で報酬等を支給することについて承認され  
た常勤の理事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等  
の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等  
を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、  
監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給す  
ることができる。
2. 役員には、費用を弁償することができる。
  3. 第1項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(就業及び利益相反取引の制限)

- 第31条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その  
承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
  - (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当  
該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理  
事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

- 第32条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行  
うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その  
役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法  
令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除  
することができる。

(幹事会)

- 第33条 第4条の事業の実施に関する方針及び研究方法の検討を行うため幹事会を置くことが  
できる。
2. 幹事会の設置及び運営に関する規程は、別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的事項の決定
  - (2) 規則、規程の制定、廃止及び変更に関する事項
  - (3) 前号のほかこの法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができな  
い。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第32条に定める責任の一部免除

(開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき。
- (4) 監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 前条第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号又は第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその通知をしなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。
5. 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事長を選出するまでの間、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第42条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産の管理については、理事長が行うものとし、その方法については、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

2. この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(基本財産)

第44条 この法人の基本財産は、第42条第2項に定める財産とする。

2. 前項の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法

人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するとき  
は、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(経費の支弁)

第45条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に  
ついては、理事長が毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければ  
ならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一  
般の閲覧に供するものとする。
3. 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに行政  
庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長は次の  
書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定  
時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認  
を受けなければならない。
  3. 第1項の計算書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなけれ  
ばならない。
  4. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するも  
のとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載  
した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の  
規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、  
前条4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第50条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短  
期借入金を除き、総会において会員の過半数が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の議  
決を得なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様である。

(会計原則)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

## 第8章 基金

(基金の募集)

第52条 この法人は、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。

2. 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しないものとする。

(基金の返還)

第53条 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所、  
方法、その他の必要な事項を清算人において別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の議決により、変更すること  
ができる。

2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第55条 この法人は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。
2. この法人が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第56条 この法人は、法人法第148条の事由によるほか、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第58条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第11章 事務局

(事務局)

- 第60条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。
2. 事務局には、次の職員を置く。
- (1) 事務局長 1名
  - (2) 事務局次長 若干名
  - (3) 研究所員 若干名
  - (4) 事務局員 若干名
3. 前項第1号の事務局長の選任及び解任については、理事会で行う。
4. 第2項第1号以外の職員については、理事長が任免する。
5. 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

- 第61条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備置かなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
  - (4) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
  - (5) 第20条第4項に規定する総会の決議の省略をした場合の同意書
  - (6) 第39条第2項に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書
  - (7) 理事、監事及び会員の名簿並びに履歴書
  - (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (9) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
  - (10) 財産目録
  - (11) 役員等の報酬規程(第30条第1項ただし書に該当する場合)
  - (12) 事業計画書及び収支予算書
  - (13) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
  - (14) その他法令で定める書類及び帳簿

## 第12章 雑則

(委任)

- 第62条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

### 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長(代表理事)は山本晋平、副理事長(代表理事)は筒井早智子、折田晃一、常務理事(業務執行理事)は石川俊とす。
3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。



## 高知県自治研究センター2017年度会員

### 団体会員

|    |           |
|----|-----------|
| 1  | 高知県職労     |
| 2  | 高知市職労     |
| 3  | 土佐清水市職労   |
| 4  | 宿毛市職労     |
| 5  | 須崎市職労     |
| 6  | 土佐市職労     |
| 7  | 南国市職労     |
| 8  | 香南市職労     |
| 9  | 黒潮町職労     |
| 10 | 中土佐町職労    |
| 11 | 日高村職労     |
| 12 | いの町職労     |
| 13 | 仁淀川町職労    |
| 14 | 馬路村職労     |
| 15 | 共済労組      |
| 16 | 仁淀衛生事務労組  |
| 17 | 国保労組      |
| 18 | 住宅供給公社労組  |
| 19 | 建設技術公社労組  |
| 20 | 支援員労組     |
| 21 | 須崎市民保労組   |
| 22 | 高知競輪競馬労組  |
| 23 | 県本部書記労    |
| 24 | 自治労高知県本部  |
| 25 | 連合高知連合会   |
| 26 | 全水道高知水道労組 |
| 27 | 黒潮町       |
| 28 | 防治会       |

### 個人会員

|    |       |
|----|-------|
| 1  | 畦地和也  |
| 2  | 石川俊二  |
| 3  | 折田晃一  |
| 4  | 川田 勲  |
| 5  | 川崎敬子  |
| 6  | 坂本茂雄  |
| 7  | 筒井早智子 |
| 8  | 堀 洋子  |
| 9  | 山崎秀一  |
| 10 | 山村一正  |
| 11 | 山本晋平  |
| 12 | 山本洋子  |
| 13 | 諸石恵子  |
| 14 | 田尾 隆  |
| 15 | 福永 明  |
| 16 | 津野 誠  |
| 17 | 中山久美  |
| 18 | 森下乃文  |
| 19 | 児嶋 鈴香 |
| 20 | 高橋立一  |
| 21 | 中平正幸  |
| 22 | 弘井貴之  |
| 23 | 岡林俊司  |
| 24 | 間嶋祐一  |
| 25 | 金子 伸  |
| 26 | 岡崎邦子  |
| 27 | 武内則男  |
| 28 | 竹村暢文  |
| 29 | 田鍋 剛  |
| 30 | 中山研心  |
| 31 | 宮本博行  |
| 32 | 森 幹夫  |
| 33 | 石井 孝  |
| 34 | 関 隆   |
| 35 | 矢野佳仁  |
| 36 | 東森 歩  |
| 37 | 山下久人  |
| 38 | 國弘 昭  |
| 39 | 山中 誠  |
| 40 | 西岡信喜  |
| 41 | 大野辰哉  |
| 42 | 山崎幹生  |
| 43 | 森 尚子  |
| 44 | 福田善乙  |
| 45 | 横山定子  |